

公文書開示等決定期間延長通知書

三 計 三 第 7 3 号

令 和 4 年 3 月 2 4 日

静岡県三島市芝本町6-2  
特定非営利活動法人グラウンドワーク三島  
理事長 小松 幸子 様

三島市長 豊岡 武士 

令和4年3月9日付けで請求のあった公文書の開示については、三島市情報公開条例第13条第1項に規定する期間内に開示等決定をすることができないため、同条第2項の規定により、次のとおり通知します。

請求に係る公文書の 名 称 又 は 内 容	1 三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業 組合設立認可申請書 2 三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業の組合設立認可申請に係る追加資料の提出について(回答) 3 三島駅南口東街区市街地再開発事業地盤調査業務報告書(令和元年6月) 4 三島駅南口東街区市街地再開発事業 地盤調査業務その2 報告書(令和2年3月) 5 三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業に係る地盤調査業務(その3) 報告書(令和3年5月) 6 三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業 基本設計業務報告書(令和3年8月) 7 三島駅南口東街区A地区第一種市街地再開発事業の組合設立認可申請に係る資料提供等について(回答) 8 三島駅前地区地下水等環境影響調査報告書(本編)(平成7年2月) 9 三島駅南口東街区市街地再開発事業に伴う地質調査業務委託報告書(平成22年6月) 10 三島駅南口東街区再開発事業に伴う地質調査業務委託報告書(平成29年3月) 11 第7回三島駅南口周辺開発地下水対策検討委員会議事録及び会議資料(令和3年7月19日) 12 三島駅南口プロジェクト地盤検討状況進捗報告
条例第13条第1項の 規定による決定期限	令和4年3月24日
延長後の決定期限	令和4年4月22日
残余の部分に係る 決 定 期 限	令和 年 月 日
延 長 の 理 由	開示請求のあった公文書は、対象となる文書が多数あること、また、法人その他の団体が作成した資料が含まれており、情報の内容が複雑であることから、不開示情報の特定などに時間が掛かり、開示等決定をするのに相当の日数を要するため。